

議案第 2 3 号

京丹後市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

京丹後市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和 4 年 2 月 2 5 日提出

京丹後市長 中 山 泰

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 2 6 年厚生労働省令第 6 1 号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

(別記)

京丹後市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

京丹後市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年京丹後市条例第36号)の一部を次のように改正する。

目次中

「

第5章 事業所内保育事業(第43条―第49条)

」を

「

第5章 事業所内保育事業(第43条―第49条)

第6章 雑則(第50条)

」に改める。

第7条第1項本文中「第3号」を「以下この条」に改め、同項第3号中「この号」の次に「及び第4項第1号」を加え、同条第5項中「連携協力を行う者」を「連携施設」に改める。

本則に次の1章を加える。

第6章 雑則

(電磁的記録)

第50条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

京丹後市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年京丹後市条例第36号)新旧対照表

現行	改正案
京丹後市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める 条例 平成26年10月1日 条例第36号 目次 第1章～第4章（略） <u>第5章 事業所内保育事業(第43条―第49条)</u> 附則 第1条～第6条 （略） （保育所等との連携） 第7条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。)を除く。以下この条、第8条第1項、第15条第1項及び第2項、第16条第1項、第2項及び第5項、第17条並びに第18条第1項から第3項までにおいて同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。<u>第3号</u>において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市長が認めるものにおいて家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。第17条第2項第3号において同じ。)を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。 (1)・(2) （略） (3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業の利用乳幼児にあっては、第43条に規定する	京丹後市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める 条例 平成26年10月1日 条例第36号 目次 第1章～第4章（略） <u>第5章 事業所内保育事業(第43条―第49条)</u> <u>第6章 雑則(第50条)</u> 附則 第1条～第6条 （略） （保育所等との連携） 第7条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。)を除く。以下この条、第8条第1項、第15条第1項及び第2項、第16条第1項、第2項及び第5項、第17条並びに第18条第1項から第3項までにおいて同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。<u>以下この条</u>において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市長が認めるものにおいて家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。第17条第2項第3号において同じ。)を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。 (1)・(2) （略） (3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業の利用乳幼児にあっては、第43条に規定する

現行	改正案
その他の乳児又は幼児に限る。以下この号_____において同じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。 2～4 (略) 5 前項(第2号に係る部分に限る。)の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る<u>連携協力を行う者</u>として適切に確保しなければならない。 (1)・(2) (略) 第8条～第49条 (略)	その他の乳児又は幼児に限る。以下この号<u>及び第4項第1号</u>において同じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。 2～4 (略) 5 前項(第2号に係る部分に限る。)の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る<u>連携施設</u>として適切に確保しなければならない。 (1)・(2) (略) 第8条～第49条 (略) <u>第6章 雑則</u> (電磁的記録) <u>第50条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。</u> <u>附 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u>

【議会基本条例第8条第1項関係】

政策等の形成過程の説明資料

令和 4 年 3 月 定 例 会

議案の
件 名

議案第23号
京丹後市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部改正について

政策等
の区分

計画 ・ 事業 ・ **条例**
その他（ ）

《政策等の概要》 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の一部改正が令和3年7月1日に施行され、電磁的方法による対応も可能とするために、所要の改正を行うものである。		《市民参加の状況》 有 ・ 無 （パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）																				
		《財源措置の状況》（単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入）（単位：千円）																				
		総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源															
《政策等の必要性》 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）は、市が家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を条例で定めるにあたっての基準となるものであり、今回の厚生労働省の改正を受けて改正をする必要がある。		《将来にわたる効果及び経費の状況》																				
《提案に至るまでの経緯》 R4. 2. 3 例規審査委員会 R4. 2.14 教育委員会2月臨時会		《総合計画等の整合》 <table border="1"> <tr> <td>総合計画 計画項目</td> <td>25</td> <td>子育て支援の総合的な推進</td> </tr> </table> ○その他の計画(該当する場合のみ) <table border="1"> <tr> <td>計画名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>策定年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計画期間</td> <td></td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>担当部局</td> <td>担当課</td> <td>添付資料（有の場合は、その名称）</td> </tr> <tr> <td>教育委員会事務局</td> <td>子ども未来課</td> <td>有 無</td> </tr> </table>						総合計画 計画項目	25	子育て支援の総合的な推進	計画名称		策定年度		計画期間		担当部局	担当課	添付資料（有の場合は、その名称）	教育委員会事務局	子ども未来課	有 無
総合計画 計画項目	25	子育て支援の総合的な推進																				
計画名称																						
策定年度																						
計画期間																						
担当部局	担当課	添付資料（有の場合は、その名称）																				
教育委員会事務局	子ども未来課	有 無																				
《政策等の実施時期》 公布の日から施行する。																						